## 議案 2号

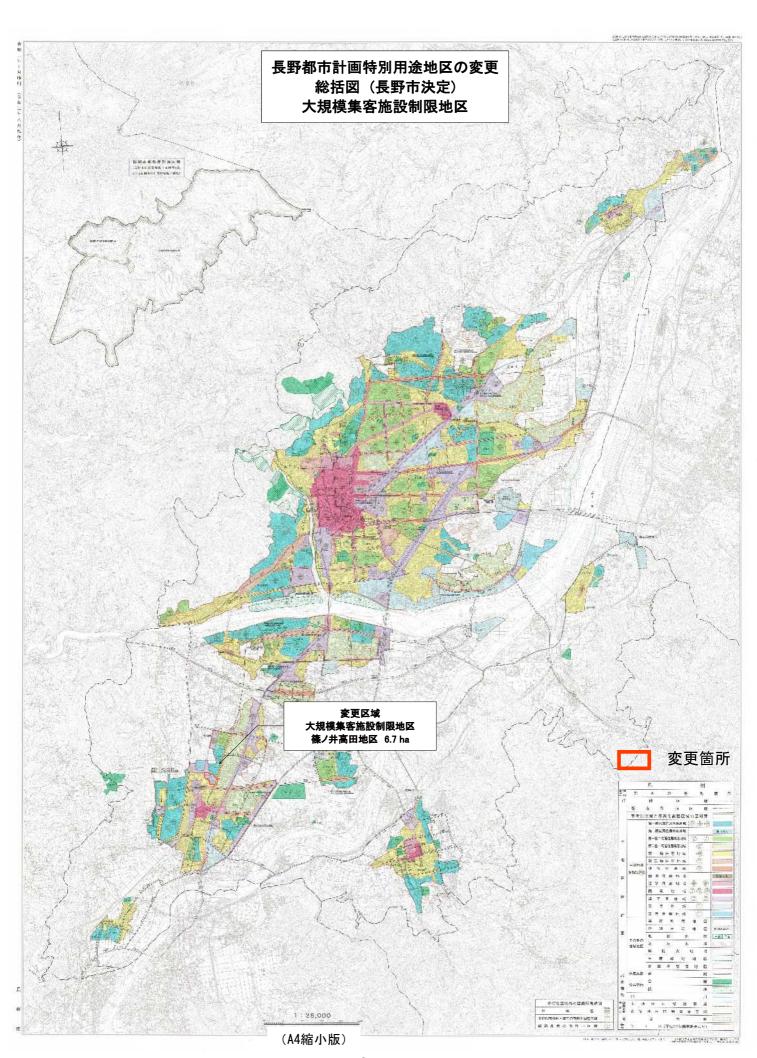
長野都市計画特別用途地区の変更について (市決定)

第84回 長野市都市計画審議会 令和4年5月20日(金) 都市整備部 都市計画課

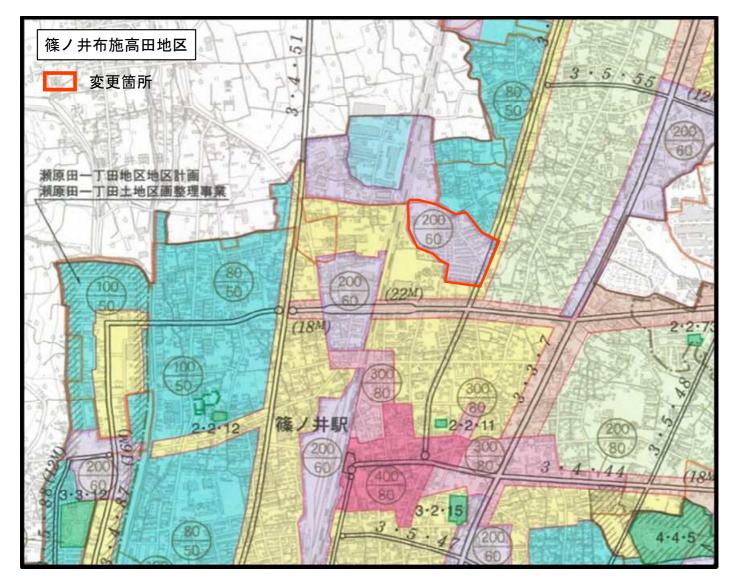
### 『特別用途地区』(都市計画法第9条第13項)

用途地域内の一定の地区における、当該地区の特性にふさわしい土地利用の 増進や環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完し て定める地区で長野市では、<u>準工業地域全域に「大規模集客施設制限地区</u>」を 指定している。

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する(劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの



# 都市計画図(拡大)



特別用途地区の変更

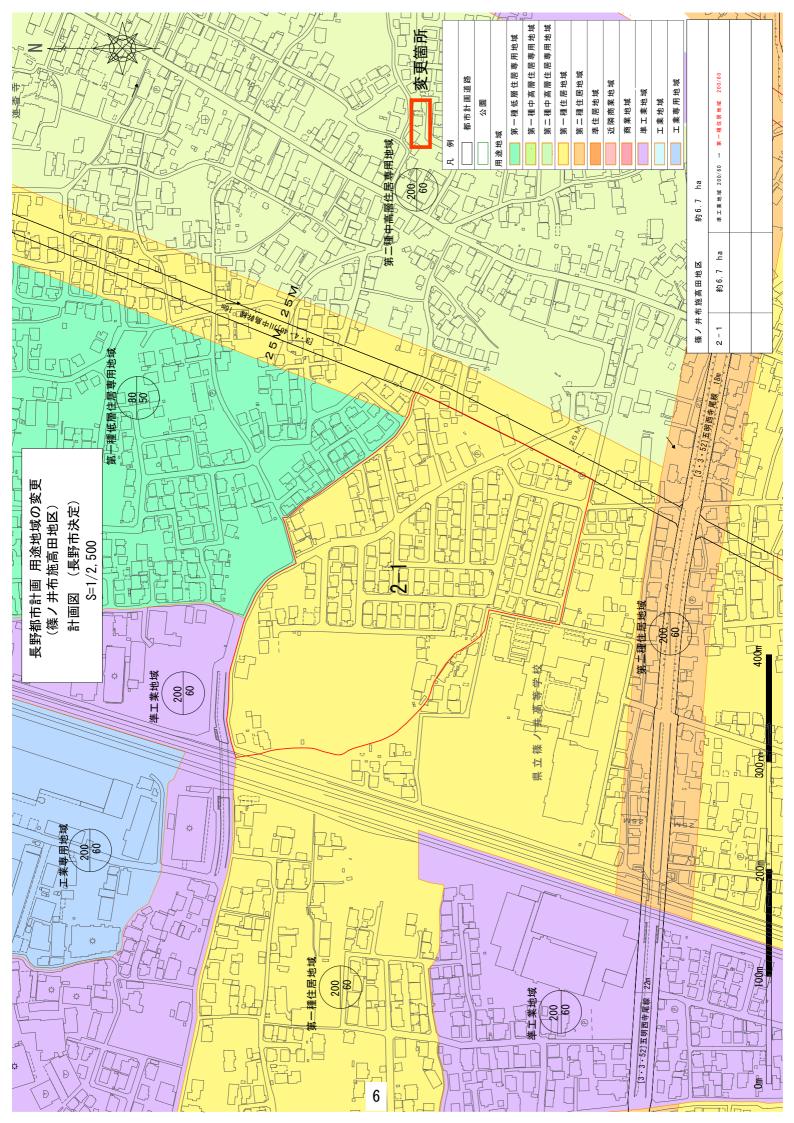
#### 特別用途地区変更理由書

#### 変更理由

本市では中心市街地の賑わいや活性化を促し、商業・業務機能等の回復・強化を図るなど、 本市の都市の将来像を実現するために準工業地域の全てについて、都市構造に影響を与える 大規模集客施設の立地を制限している。今回、篠ノ井布施高田地区の用途地域変更に伴い、 準工業地域から第一種住居地域へ変更となることから、特別用途地区も併せて変更となる もの。

#### 指定面積

種類	面積	備考
大規模集客施設制限地区	約 646 ha	
合 計	約 646 ha	



## 長野都市計画特別用途地区の新旧対照表 (長野市決定)

上段:(旧) 下段:(新)

種類	面積	その他及び備考(比率)
大規模集客施設制限地区	<mark>(  653)</mark> 約  646 ha	100.0%
合計	<mark>(  653)</mark> 約  646 ha	100.0%

#### 都市計画の策定の経緯の概要

#### 長野都市計画特別用途地区の変更(長野市決定)

事項	時 期	備考
地元説明会	令和3年9月28日(火)	
都市計画審議会	令和3年10月1日(金)	事前説明
長野県知事事前協議	令和3年12月20日(月)	
長野県知事事前協議回答	令和4年1月21日(金)	
公聴会開催の公告	令和4年2月7日(月)	
素案の閲覧	令和4年2月7日(月)から 令和4年3月7日(月)まで	
公述申出書提出期限	令和4年3月7日(月)	
公聴会 (都市計画法第 16 条第 1 項)	令和4年3月12日(土)	公述の申出がなかっ たため、中止
都市計画案の縦覧公告 (都市計画法第 17 条第 1 項)	令和4年3月23日	
都市計画案の縦覧 (都市計画法第 17 条第 1 項)	令和4年3月23日(水)から 令和4年4月6日(水)まで	
長野県知事協議 (都市計画法第19条第3項)	令和4年4月14日(木)	
長野県知事協議回答	令和4年5月中旬	(以下予定)
長野市都市計画審議会	令和4年5月下旬	付議
決定告示 (都市計画法第 20 条第 1 項)	令和4年5月下旬	